

令和 4 年 1 月吉日

各 位

鹿児島相互信用金庫  
理事長 永倉 悦雄

### 業務改善計画の実施状況について

当金庫は、平成 30 年 4 月 20 日付業務改善命令に基づき、平成 30 年 5 月 21 日付で九州財務局長宛に「業務改善計画書」を提出し、以後、8 月末時点を初回として 3 か月毎に、業務改善計画の進捗状況を九州財務局に報告しておりますが、下記のとおり令和 3 年 12 月末における業務改善計画の実施状況について報告致します。

### 記

#### 業務改善計画（令和 3 年 12 月末）における新たな取組みについて

#### 1. 業務改善計画実施状況の評価・検証体制の確立

令和 3 年 9 月以降、第三者により構成される「コンプライアンス態勢諮問委員会」を 9 月に 1 回、12 月に 1 回開催し、金庫の経営上重要な法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化に向け、改善策の実施状況・実効性の検証をしています。また、業務改善委員会を 9 月に 1 回、12 月に 1 回開催し、経営の透明性並びに健全性の確保を検証することで、業務改善計画の着実な実施を図っています。

#### 2. 法令等遵守及び経営管理にかかる経営責任の明確化

##### ✓ 経営陣によるメッセージ発信の強化

理事長からの月初のメッセージについては、下記の内容で動画配信しています。

9 月：業務運営方法を方向転換した背景について

10 月：面接制度及び内部通報制度について

11 月：親族等預金や融資取引に係る不祥事件の問題点及び再発防止策について

12 月：正確な判断をするためのコミュニケーションの大切さについて

また、令和 3 年 10 月からは全役員が持ち回りで毎月第 2 火曜日「コンプライアンスの日」に全役職員へ強くコンプライアンスの重要性についてメッセージを配信しています。更に、コンプライアンス重視の企業風土確立に向け、役員メッセージ視聴後に勉強会を実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めています。

✓ 経営陣と職員との座談会実施

新型コロナウイルスの感染拡大に起因する対面接触機会の減少、また働き方改革の進展や価値観の多様化を踏まえ、業務時間外を含めた密着したコミュニケーション方法を転換し、新たなコミュニケーション方法として、令和3年11月より全職員と担当役員との座談会を開催しています。具体的には、階層別にグルーピングを行い、発言し易い環境の中で、活発で忌憚りの無い意見交換を行い、金庫内のコミュニケーションの促進や風通しの良い職場環境の形成につなげています。また、営業店職員から出された意見については、各担当役員が集約し、常勤理事会等の場で報告し、共有化を図っています。

**3. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立**

✓ 理事会の更なる機能発揮（課題管理表の活用）

社外役員や外部有識者で構成するコンプライアンス態勢諮問委員会から出される提言や助言に対して、課題管理表を作成し、理事会で対応状況を報告しており、業務改善計画の実効性の確保（PDCAの「C」の徹底）に取り組んでいます。

**4. 全金庫的な法令等遵守態勢の確立**

✓ 評価制度の見直し（実効性確保）

個人の評価及び店舗の業績評価において、信賞必罰の考えをもとに、不祥事件やコンプライアンス違反を厳しく評価しています。更に、12月に考課者研修を実施し、評価目線の標準化を図ることで実効性に努めています。

**5. 内部監査の厳格な実施による内部監査機能の強化**

✓ 内部監査機能の強化

営業店監査において、事務検査に加えて経営上の課題事項を検証する業務監査を開始し、内部監査の高度化に向けた取り組みを行っています。

以上

令和3年10月吉日

各 位

鹿児島相互信用金庫  
理事長 永倉 悦雄

### 業務改善計画の実施状況について

当金庫は、平成30年4月20日付業務改善命令に基づき、平成30年5月21日付で九州財務局長宛に「業務改善計画書」を提出し、以後、8月末時点を初回として3か月毎に、業務改善計画の進捗状況を九州財務局に報告しております。

多くの不祥事件を発生させたことにつきましては、日頃から当金庫を信頼しお取引を頂いておりますお客さまや会員の皆様をはじめ、地域の皆様方に、多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫では、業務改善命令を厳粛に受け止め、策定致しました「業務改善計画」を役員一丸となって着実に実行することにより、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢を充実・強化し、信頼回復に全力で取り組んでいます。

つきましては、今後、業務改善計画の実施状況について定期的に報告致します。

## 業務改善計画（令和3年9月末）における新たな取組みについて

### 1. 業務改善計画実施状況の評価・検証体制の確立

業務改善計画実施状況の評価・検証体制の確立を図るため、平成30年6月に第三者により構成される「コンプライアンス態勢諮問委員会」を設置以降、計26回委員会を開催し、金庫の経営上重要な法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化にかかる提言・助言を求め、改善策の実施状況・実効性を検証しています。また、業務改善計画の着実な実施を図ることを目的として、同時に「業務改善委員会」を設置し、計20回委員会を開催して経営の透明性並びに健全性の確保を検証しています。

### 2. 法令等遵守及び経営管理にかかる経営責任の明確化

#### ✓ コンプライアンス宣言による役職員の意識の醸成

毎月第二火曜日を特定日「コンプライアンスの日」と定めてコンプライアンス宣言の唱和や勉強会を実施し、役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めています。更に令和3年8月より、毎月初に理事長メッセージを動画配信し、コンプライアンスの徹底が最重要事項であることを全役職員へ強く発信しています。

#### ✓ 組織態勢の整備

令和3年6月に組織改正を行い、法務コンプライアンス部と事務集中部へ人員を増員し、営業店の臨店指導を強化しています。また、各営業店をブロック別に担当役員を配置し、常勤役員が営業現場の実態、改善計画の実施状況等の確認強化に取り組み、情報を共有し改善につなげています。

### 3. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立

#### ✓ 外部有識者等からの提言・助言の活用

当金庫のコンプライアンス・リスク管理の現状に関して知見の高い外部専門家と令和3年7月にコンサルティングに関する業務委託契約を締結し、提言・助言のもとで実効性ある取り組みを実施しています。

### 4. 全金庫的な法令等遵守態勢の確立

#### ✓ 評価制度・評価方法の見直し及び考課者教育

コンプライアンス重視と内部管理の徹底に比重をおいた個人の評価基準及び店舗業績評価基準に変更しました。

- ✓ コンプライアンス・リスク管理態勢の整備  
コンプライアンス臨店指導において、全職員へのヒアリングやコンプライアンス遵守等に係る取組状況の点検を行っています。

#### 5. 厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立

- ✓ 事務臨店指導による相互牽制機能の強化  
事務臨店指導において、全店統一した規定通りの正確な事務処理の徹底を指導し、項目評点に基づく臨店評価を実施して改善を図っています。

#### 6. 内部監査の厳格な実施による内部監査機能の強化

- ✓ 内部監査の厳格な実施による内部監査機能の強化  
定例的な監査に加えて、テーマに基づいた項目の立入検査を実施し、牽制機能の強化に取り組んでいます。

#### 7. 適切な人事管理の徹底

- ✓ 職員の経済状況を含めた身上把握の調査及び確認方法の見直し  
職員の身上把握のため、収支バランスおよび資産・負債調べを実施して、実態把握に努めるよう面接制度の充実を図りました。

以上